

静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター条例の一部改正について

静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター条例の一部を改正する条例

静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター条例（平成19年静岡市条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表1施設使用料（1）ギャラリー使用料の表中「20,500円」を「20,900円」に改め、同1施設使用料（2）交流研修ルーム等使用料の表中

「

交流研修 ルーム	2階	54m ²	2,800 円	5,600 円	5,600 円	8,400 円	11,200 円	14,000 円
多目的ル ーム	2階	91m ²	4,520 円	9,040 円	9,040 円	13,560 円	18,080 円	22,600 円

を

」

「

交流研修 ルーム	2階	54m ²	2,860 円	5,720 円	5,720 円	8,580 円	11,440 円	14,300 円
多目的ル ーム	2階	91m ²	4,620 円	9,240 円	9,240 円	13,860 円	18,480 円	23,100 円

に

」

改め、別表2設備（特殊機器）使用料の表中「770円」を「780円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日か

ら施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

- 3 新条例別表の規定に基づく静岡市文化・クリエイティブ産業振興センターの利用に係る使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。